
第46期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金）午後 1 時

開催場所

東京都立川市錦町三丁目3番20号

たましんRISURUホール

（立川市市民会館）

小ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



株式会社 アルメディオ

証券コード：7859
2026年6月2日

株 主 各 位

本店所在地：東京都国立市東一丁目4番地12

株式会社 アルメディアオ
代表取締役社長 高 橋 靖

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.almedio.co.jp/ir/financial/shareholders-meeting/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/7859/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アルメディアオ」又は「コード」に当社証券コード「7859」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面（郵送）またはインターネットによって議決権をご行使いただく場合、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するよう議決権行使書用紙をご送付いただくか、当社指定の議決権行使ウェブサイトより同日時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午後1時

2. 場 所 東京都立川市錦町三丁目3番20号
たましんRISURUホール（立川市市民会館） 小ホール

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第46期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- ①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「個別注記表」
- 本株主総会招集ご通知の当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会の運営に変更等が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎本株主総会の決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）
午後1時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

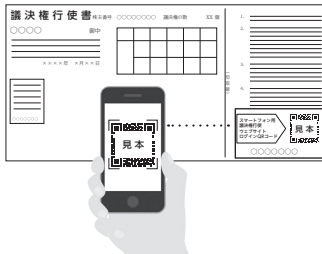
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

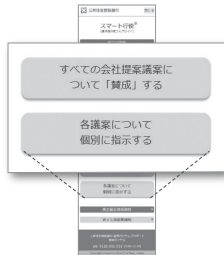
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

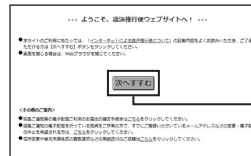
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

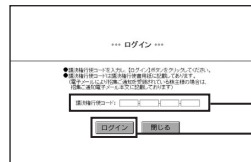
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

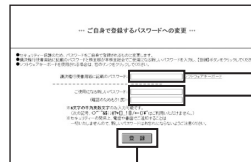
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当社グループは、2025年5月14日付「中期経営計画2025の実施について」を公表し、断熱材事業、ナノマテリアル事業を軸に、第三の事業とすべくCMC（セラミックマトリックス複合材）のマーケティングを進め、機能性材料メーカーの確立を図るべく、計画に沿った施策に取り組んでまいりました。

当社グループを取り巻く環境は、地政学リスク、米国の通商政策の影響、それに伴う世界経済への影響等、先行き不透明な状況が続きました。

断熱材事業については、国内は前期に開拓した新たな商流での売上が拡大しました。連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司及び阿爾美（蘇州）科技有限公司においては、太陽光発電パネル製造向け拡散炉用ヒーターモジュール等の受注数の減少や、販売価格の下落により、売上高は前期を下回りました。

ナノマテリアル事業については、CNF（カーボンナノファイバー）の新製品の販売や各種用途に適した製品の提案により、評価していただく業種が拡大しており、特に導電用CNF（高分散）において、顧客での高い評価を得ました。また、資源・材料販売が順調に推移したことにより、売上高は前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高23億72百万円（前期比59.1%減）、営業損失8億25百万円（前期は営業利益8億67百万円）、経常損失7億86百万円（前期は経常利益8億77百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失4億70百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益4億76百万円）となりました。

また、CMCを手がけている事業企画室においては、データの分析・蓄積・サンプル出荷を行い、防衛関連産業企業と接触を図りCMCのマーケティングを進めました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司及び阿爾美（蘇州）科技有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。また、当社でも同社製品を中心とした輸入販売を行っております。

国内は、ブランケットやブロック等の炉材、ボードや成型品の販売が増加し、さらに、前期に開拓した新たな商流での売上が拡大しました。また、工業炉の新設工事案件

等を受注した一方で、見込んでいた大型炉修案件が顧客側の計画変更により延期となったこと等により、売上高が前期を下回りました。

なお、第47期より建材業界に参入すべく、建材副資材において不燃材料区分での建築基準法に基づく構造方法等の認定（大臣認定）を取得しました。

連結子会社は、中国市場での太陽電池メーカーの業績が低迷し、太陽光発電パネル製造向け拡散炉用ヒーターモジュール等の受注数の減少に加え、販売価格の下落と 原材料の高騰により収益が圧迫され、売上・利益共に減少しました。このような状況の改善を図るべく、原材料の内製化や、阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の一部の機能を阿爾美（蘇州）科技有限公司へ集約する等、損益分岐点を下げる施策を追加実施しましたが、初年度における効果は限定的となりました。また、新製品として、半導体用アルミナ粒子、SiO₂、MLCC焼成用セラミックラック、プラズマZrO₂コートNiメッシュ等の生産と販売を開始し、新製品の販路拡大による収益確保に取り組みました。

以上により、断熱材事業の売上高は22億72百万円（前期比56.1%減）となりました。

ナノマテリアル事業

当事業は、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を行っており、ナノサイズの繊維状炭素を製品化しております。また、資源・材料販売を行っております。

CNFは、製品及び有償でのサンプル品の販売を行い、国内外共に評価していただく業種は拡大しております。導電用CNF（高分散）は、顧客での高い評価を得ており、半導体用途で採用に向け進行し、電池用途では継続評価を行っております。また、コンポジット成形品は継続して受注しております。資源・材料販売については、受注件数が順調に推移しました。当期に本格採用を見込んでいた案件のうち2件は、第47期に採用との内示を受けております。

なお、CNFにおいて2件の特許を取得、資源・材料販売においては、脱中国材料の開拓を進めるとともに本格採用に備え欧州REACH規則の登録、およびISO9001認証への追加登録を行いました。

以上により、ナノマテリアル事業の売上高は1億円（前期比40.9%増）となりました。

事業部門別売上高

区 分 \ 期 別	第 45 期 (2025年3月期)		第 46 期 (2026年3月期)		対前期比 増 減 率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
断 熱 材 事 業	百万円 5,173	% 89.2	百万円 2,272	% 95.8	% △56.1
ア ー カ イ ブ 事 業	556	9.6	—	—	—
ナ ノ マ テ リ ア ル 事 業	71	1.2	100	4.2	40.9
合 計	5,800	100.0	2,372	100.0	△59.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5億30百万円で、主なものは以下のとおりです。

断熱材事業において、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司及び阿爾美（蘇州）科技有限公司での半導体用アルミナ粒子、MLCC焼成用セラミックラック等の生産能力及び性能・品質向上を目的に4億90百万円の設備投資を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第43期 (2023年3月期)	第44期 (2024年3月期)	第45期 (2025年3月期)	第46期 (2026年3月期)
売上高(百万円)	4,940	11,557	5,800	2,372
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	569	3,443	877	△786
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(百万円)	164	2,328	476	△470
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	9.17	123.44	23.07	△23.47
総資産(百万円)	5,809	9,756	9,689	8,444
純資産(百万円)	3,389	7,551	8,206	7,904

② 当社の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第43期 (2023年3月期)	第44期 (2024年3月期)	第45期 (2025年3月期)	第46期 (2026年3月期)
売上高(百万円)	1,546	1,531	1,344	588
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△152	1,248	△23	△0
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△303	1,102	△78	△27
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△16.97	58.43	△3.81	△1.37
総資産(百万円)	2,968	5,377	4,944	4,879
純資産(百万円)	1,986	4,867	4,590	4,563

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	2,640,000 US \$	100.0%	電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売
阿爾美（蘇州）科技有限公司	9,159,328 US \$	100.0%	断熱材事業、加熱炉設備事業他

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「1.企業集団の現況(1)①事業の経過及びその成果」で記載のとおり「中期経営計画2025」を公表し、各施策の取り組みを進めました。

中国連結子会社においては、中国市場での原材料コストの高騰や価格競争が続く中、米中関係改善の行方や中東地域の紛争の影響等の不確定な要因がありますが、引き続き損益分岐点を下げる施策に取り組みます。さらに、中国市場の景気回復速度を注視しつつ、阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司と阿爾美（蘇州）科技有限公司の集約を推進します。また、拡大する市場と併せて、過当競争とならない、長期にわたり持続する市場をターゲットにした更なる高付加価値製品の開発と営業活動を強化し、持続的な成長と収益の確保に取り組みます。

断熱材事業は、売上拡大と収益向上を図ります。具体的には、当社においては、鉄鋼メーカーの炉材定期調達先としての地位の確立、及び炉メーカー等の新規顧客の獲得を行います。また、新たに建材業界に参入し、建設副資材の販売を開始するなど、新規商材での他業界参入と商流獲得に向けた販売活動を行い、売上拡大を図ります。連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司及び阿爾美（蘇州）科技有限公司においては、市場での評価が良好な半導体用アルミナ粒子やSiO₂の量産、及び販売が好調なセラミックラック、プラズマZrO₂コートNiメッシュ等の生産能力の向上と売上拡大を図り、原材料の内製化や歩留まりの改善を進め、収益力を高めます。

ナノマテリアル事業は、採用獲得と売上拡大を図ります。具体的には、CNFにおいては、半導体材、導電材での早期採用、継続評価を行っている電池用途等での採用に向けた動きを加速し、さらに、新規顧客および海外展開を行います。また、超高導電CNFの開発や高分散CNSF（カーボンナノショートファイバー）の適用を拡大し、製品ラインナッ

プを拡充します。資源・材料販売においては、欧州向け等の本格採用の獲得及び出荷を開始し、売上拡大とともに調達先の多角化を進めます。

当社グループは、断熱材事業、ナノマテリアル事業に加え、第三の事業とすべくCMCのマーケティングを進め、機能性材料メーカーの確立を図ってまいります。また、各事業の成長により利益の最大化を図り、ROE8%以上、PBR1倍以上を維持し2倍以上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司並びに阿爾美（蘇州）科技有限公司の計3社で構成されており、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売、資源・材料の販売を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2026年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場

名 称						所 在 地
国 立	オ	フ	ィ	ス		東京都国立市
東 村	山	事	業	所		東京都東村山市
福 島	双	葉	工	場		福島県双葉郡双葉町

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	中華人民共和國江蘇省吳江經濟技術開發區
阿爾美（蘇州）科技有限公 司	中華人民共和國江蘇省蘇州市吳江區

(7) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
208名	53名（減）

（注）1. 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

2. 従業員数が前連結会計年度と比べて53名減少しておりますが、その主な理由は、中国の太陽電池関連の受注減少に伴い、断熱材事業において期間雇用の従業員が減少したためであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	2名（増）	42.0歳	8.15年

（注）上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	100百万円
株式会社みずほ銀行	29百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	36,769,264株
② 発行済株式の総数	20,806,316株
③ 株主数	8,878名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	所有株式数	持株比率
高橋靖	918,000株	4.58%
株式会社SBI証券	603,404	3.01
津田鉄也	447,400	2.23
楽天証券株式会社共有口	261,300	1.30
野村證券株式会社	254,400	1.26
雲越俊介	250,000	1.24
宮坂仁	210,800	1.05
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	203,700	1.01
富永耕三	172,500	0.86
鈴木直人	159,500	0.79

(注) 1. 当社は、自己株式を770,737株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 靖	執行役員（断熱材事業担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長 阿爾美（蘇州）科技有限公司董事長
取締役	関 清 美	執行役員（総務・経理・情報開示・IR担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事 阿爾美（蘇州）科技有限公司監事
取締役	吹 野 洋 平	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事、総経理 阿爾美（蘇州）科技有限公司董事、総経理
取締役	星 島 時 太 郎	事業企画室担当
取締役	深 川 敏 弘	執行役員（ナノマテリアル事業担当）
取締役	河 野 彰	株式会社ネクサスエージェント取締役
取締役（監査等委員）	漆 山 伸 一	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所代表
取締役（監査等委員）	藤 井 篤	アルタイル法律事務所 社員弁護士
取締役（監査等委員）	吉 江 建 一	一般社団法人プロダクト・イノベーション協会代表理事 東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻非常勤講師

- (注) 1. 取締役河野彰氏及び取締役（監査等委員）漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役河野彰氏及び取締役（監査等委員）漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役河野彰氏及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており

ます。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社グループの取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものは除きます。）を填補することとしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等はないため、現時点では方針を定めないものとする。発生した際には改めて決定方針を定めるものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めないものとする。発生した際には改めて決定方針を定めるものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

現時点では固定報酬等のみであるため、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する固定報酬等の額の割合を100%とする。今後、業績連動報酬等または非金銭報酬等が発生する際には、改めて割合について決定方針を定めるものとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

現時点では、固定報酬等のみであるため、毎月、一定額を支給するものとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

- ・取締役会決議により個人別の内容についての決定を代表取締役社長に委任するものとする。
- ・委任する権限の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	90.0 (2.7)	90.0 (2.7)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11.4 (11.4)	11.4 (11.4)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	101.4 (14.1)	101.4 (14.1)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、監査等委員は3名）です。
2. 取締役会は、代表取締役社長高橋靖に対し各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ハ. 社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・ 取締役河野彰氏は株式会社ネクサスエージェントの取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）漆山伸一氏は公認会計士であり、漆山パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）藤井篤氏はアルタイル法律事務所の社員弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）吉江建一氏は一般社団法人プロダクト・イノベーション協会の代表理事、東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻非常勤講師であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 河 野 彰	2025年6月27日就任以降、当事業年度において開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。IT分野での豊富な経験と幅広い見識から、取締役会において、特にITガバナンスの強化や情報システム組織の運営・適正化に関して積極的に意見を述べ、取締役の職務執行に対する監督、助言を行い、企業価値の向上に貢献しております。
取締役（監査等委員） 漆 山 伸 一	当事業年度において開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、主に当社の会計処理及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 藤 井 篤	当事業年度において開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、積極的に意見を述べており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 吉 江 建 一	当事業年度において開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。海外を含む豊富なビジネス経験や技術者としての高い見識から積極的に意見を述べており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が4回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司及び阿爾美（蘇州）科技有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,071,405	流 動 負 債	463,670
現 金 及 び 預 金	3,765,646	買 掛 金	109,665
受 取 手 形	434,136	短 期 借 入 金	150,000
売 掛 金	1,065,032	1年内返済予定の長期借入金	16,008
棚 卸 資 産	591,977	未 払 法 人 税 等	14,554
そ の 他	229,910	前 受 金	22,732
貸 倒 引 当 金	△15,298	賞 与 引 当 金	53,684
固 定 資 産	2,372,787	そ の 他	97,025
有 形 固 定 資 産	2,146,616	固 定 負 債	75,964
建 物 及 び 構 築 物	797,348	長 期 借 入 金	13,300
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,253,394	退 職 給 付 に 係 る 負 債	46,894
そ の 他	95,874	繰 延 税 金 負 債	15,769
無 形 固 定 資 産	413	負 債 合 計	539,635
そ の 他	413	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	225,757	株 主 資 本	7,094,353
そ の 他	225,757	資 本 金	2,111,382
資 産 合 計	8,444,192	資 本 剰 余 金	2,064,762
		利 益 剰 余 金	3,204,442
		自 己 株 式	△286,233
		その他の包括利益累計額	810,203
		為 替 換 算 調 整 勘 定	810,203
		純 資 産 合 計	7,904,557
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,444,192

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,372,446
売 上 原 価		1,841,886
売 上 総 利 益		530,559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,356,201
営 業 損 失		825,641
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,362	
そ の 他	43,737	53,099
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,892	
そ の 他	7,128	14,021
経 常 損 失		786,563
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,082	
補 助 金 収 入	6,538	8,620
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	32,155	
固 定 資 産 圧 縮 損	1,506	
減 損 損 失	31,665	65,328
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		843,270
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	5,482	
法 人 税 等 還 付 税 額	△1,909	
法 人 税 等 調 整 額	△376,543	△372,970
当 期 純 損 失		470,300
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 損 失		470,300

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月 1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
期 首 残 高	2,111,382	2,064,762	3,674,743	△286,233	7,564,654
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△470,300		△470,300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	△470,300	－	△470,300
期 末 残 高	2,111,382	2,064,762	3,204,442	△286,233	7,094,353

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
期 首 残 高	641,732	641,732	8,206,387
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額			
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△470,300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	168,470	168,470	168,470
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	168,470	168,470	△301,829
期 末 残 高	810,203	810,203	7,904,557

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,671,521	流 動 負 債	256,561
現 金 及 び 預 金	2,430,857	買 掛 金	36,027
電 子 記 録 債 権	22,235	短 期 借 入 金	150,000
売 掛 金	76,876	1年内返済予定の長期借入金	16,008
商 品 及 び 製 品	54,539	未 払 費 用	22,891
仕 掛 品	11,966	未 払 法 人 税 等	14,554
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,180	前 受 金	84
そ の 他	64,920	賞 与 引 当 金	13,290
貸 倒 引 当 金	△55	そ の 他	3,705
固 定 資 産	2,208,422	固 定 負 債	60,194
投 資 そ の 他 の 資 産	2,208,422	長 期 借 入 金	13,300
出 資 金	11,050	退 職 給 付 引 当 金	46,894
関 係 会 社 出 資 金	1,655,936	負 債 合 計	316,756
長 期 貸 付 金	500,000	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	41,436	株 主 資 本	4,563,187
資 産 合 計	4,879,944	資 本 金	2,111,382
		資 本 剰 余 金	2,064,762
		資 本 準 備 金	2,064,762
		利 益 剰 余 金	673,276
		利 益 準 備 金	50,898
		そ の 他 利 益 剰 余 金	622,378
		別 途 積 立 金	1,667,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,044,621
		自 己 株 式	△286,233
		純 資 産 合 計	4,563,187
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,879,944

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2025年4月 1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	588,946
売上原価	441,973
売上総利益	146,972
販売費及び一般管理費	552,422
営業損失	405,449
営業外収益	
受取利息及び配当金	332,292
その他の	75,434
営業外費用	
支払利息	2,407
その他の	0
経常損失	
特別利益	
補助金収入	6,538
特別損失	
固定資産圧縮損失	1,506
減損損失	31,665
税引前当期純損失	26,763
法人税・住民税及び事業税	2,671
法人税等還付税額	△ 1,909
当期純損失	27,526

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書
(2025年4月 1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
期 首 残 高	2,111,382	2,064,762	2,064,762	50,898	1,667,000	△1,017,095	700,802
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 損 失						△27,526	△27,526
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△27,526	△27,526
期 末 残 高	2,111,382	2,064,762	2,064,762	50,898	1,667,000	△1,044,621	673,276

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
期 首 残 高	△286,233	4,590,714	4,590,714
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 損 失		△27,526	△27,526
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)			—
事業年度中の変動額合計	—	△27,526	△27,526
期 末 残 高	△286,233	4,563,187	4,563,187

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 雅 士
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 融 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルメディオの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社アルメディオ 監査等委員会

監査等委員	漆	山	伸	一	印
監査等委員	藤	井	篤		印
監査等委員	吉	江	建	一	印

(自 署)

(注) 監査等委員漆山伸一、監査等委員藤井篤及び監査等委員吉江建一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 雅 士
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 融 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルメディオの2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社アルメディオ 監査等委員会

監査等委員

漆 山 伸 一 ㊞

監査等委員

藤 井 篤 ㊞

監査等委員

吉 江 建 一 ㊞

(自 署)

(注) 監査等委員漆山伸一、監査等委員藤井篤及び監査等委員吉江建一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、2026年5月18日をもちまして、設立45周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の長年にわたるご支援の賜物と、心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表し、2026年3月期末の配当金において、1株あたり4.5円の記念配当を実施することといたしました。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4.5円（普通配当0円、記念配当4.5円）

配当金総額90,160,105円

(注)配当金総額は、1円未満の端数を切り捨てて表示しております。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）の事業目的を変更するものであります。
- (2) 事業運営における生産性の向上を目的として、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都国立市から福島県双葉郡双葉町へ変更するものであります。なお、当該変更につきましては、2026年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとして、その旨の附則を新設するとともに、当該附則は効力発生日にこれを削除するものいたします。
- (3) 取締役の報酬の総額及び退職慰労金の決定方法に関する規定を定款上も明確にするため、変更案第21条を新設するものであります。なお、退職慰労金は第27期定時株主総会終結の時をもって廃止しておりますが、事業内容及び取締役会の体制は廃止当時とは大きく異なっており、現在の事業環境の下での決定方法を定款に定めるものであります。
- (4) 株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第459条第1項の定めに基づく取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができるよう、変更案第27条および現行定款26条を変更案第28条に変更し第3項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
第2条（目 的）	第2条（目 的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電子計測器及び電気機器の開発、製造 販売並びに賃貸	(1) （現行どおり）
(2) 電子機器等の開発の受託業務	(2) （現行どおり）
(3) 電子機器、電子部品、コンピュータソフトウエアの試験及び検査の受託業務 並びに試験情報等の販売	(3) （現行どおり）
<u>(4) 録音及び録音済テープの製造販売</u>	(削除)
<u>(5) 光ディスク及び光磁気ディスク等の研究、開発、製造、販売</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(6) 光ディスク及び光磁気ディスク等に記録される各種デジタル情報の開発、制作、販売</u>	(削除)
<u>(7) 上記5・6号に掲げる機器の利用技術及びアプリケーションソフトウェアの開発、制作、販売</u> (8) <u>上記5・6号に関する設備機器・周辺機器の開発、製造、販売並びに賃貸</u>	(削除)
<u>(8) 上記5・6号に関する設備機器・周辺機器の開発、製造、販売並びに賃貸</u>	(削除)
<u>(9) オーディオビジュアルソフトウェアの企画制作及び製造販売</u>	(削除)
<u>(10) コンピュータ・コンピュータ周辺機器の利用技術の研究及びコンピュータソフトウェアの開発、制作、販売、賃貸並びに運用、管理、請負</u>	(4) (現行どおり)
<u>(11) 半導体及び電波受信アンテナ等の各種電子部品を搭載した樹脂カードの研究、開発、製造、販売</u>	(削除)
<u>(12) 精密機械器具の開発、販売並びに賃貸</u>	(5) (現行どおり)
<u>(13) 情報、知識、教育に関する利用技術の研究、開発、販売並びに賃貸</u>	(削除)
<u>(14) 情報処理システムの開発、設計、販売並びにそれらの受託業務</u>	(削除)
<u>(15) 広告、宣伝に関する企画、立案並びに制作、運営</u>	(削除)
<u>(16) デジタルメディアの企画、制作及び運営</u>	(削除)
<u>(17) 雑誌、図書等の企画、立案、制作並びに販売</u>	(削除)
<u>(18) 著作権等の無体財産権の企画、取得、販売、許諾及び仲介</u>	(6) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(19) 電子部品用副資材の開発、製造、販売	(7) (現行どおり)
(20) 窯業、各種セラミックス部材の開発、製造、販売	(8) (現行どおり)
(21) 熱処理装置の開発、製造、販売	(9) (現行どおり)
(22) 炭素材及び複合材の開発、製造、販売	(10) (現行どおり)
(23) 鉱物資源の売買業及び加工品の売買業並びに輸出入業	(11) (現行どおり)
(24) 労働者派遣事業	(12) (現行どおり)
(25) 有機及び無機薬品類、各種化学工業薬品、天然樹脂、合成樹脂、硝子繊維の製品・加工品の売買業並びに輸出入業	(13) (現行どおり)
(26) 古物売買	(14) (現行どおり)
(27) 粉体の開発、精製、製造、販売及び粉体の混入樹脂の開発、製造、販売	(15) (現行どおり)
(28) 各種セラミック繊維複合材の開発、製造、販売	(16) (現行どおり)
(29) 上記に関連する付帯業務の一切	(17) (現行どおり)
第3条 (本店の所在地)	第3条 (本店の所在地)
当会社は、本店を <u>東京都国立市</u> に置く。	当会社は、本店を <u>福島県双葉郡双葉町</u> に置く。
第4条～第15条 (条文省略)	第4条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第16条～第20条 (条文省略)	第16条～第20条 (現行どおり)
(新設)	<u>第21条 (報酬)</u>
	<u>取締役の報酬の総額及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>
<u>第21条～第24条</u> (条文省略)	<u>第22条～第25条</u> (現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
<u>第25条</u> (条文省略)	<u>第26条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第26条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (新設) 第27条（条文省略） 第28条（配当金の除斥期間） 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 (新設) (新設)	<u>第27条（剰余金の配当等の決定機関）</u> 剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 <u>第28条（剰余金の配当）</u> 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 <u>3. 前2項のほか、取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> <u>第29条（現行どおり）</u> <u>第30条（配当金の除斥期間）</u> 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 <u>附則</u> <u>（本店所在地変更の効力発生日）</u> 第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、2026年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、任期満了に伴い退任する社外取締役1名を除いた取締役5名の選任をお願いするものです。

なお、当社の監査等委員会は、本議案に関しまして、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	たか はし やすし 高 橋 靖 (1967年5月15日生)	1994年 3 月 当社入社 2001年 4 月 当社企画部事業企画課長 2005年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年 6 月 当社取締役 2013年 6 月 当社常務取締役 2013年11月 当社代表取締役常務 2014年 1 月 当社代表取締役社長（断熱材事業担当） 2015年10月 当社代表取締役社長 2017年 3 月 当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業担当） 2024年 6 月 当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業・アーカイブ事業担当） 2025年 6 月 当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業担当）（現任） （重要な兼職の状況） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長 阿爾美（蘇州）科技有限公司董事長	918,000株
【取締役候補者とした理由】 高橋靖氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、新規事業として子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司を立ち上げ、営業先の開拓を行い事業の成長を牽引するなど、豊富な海外及び業務経験を有しております。2014年1月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループの経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分にその職責を果たしてまいりました。卓越した先見性により新規事業を創出し、決断力と実行力をもって事業基盤の強化に強いリーダーシップを発揮しており、機能性材料メーカーへの転換を図りました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、当社グループの監督、統轄を適切に行うことが、企業価値の向上に繋がると判断したためであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	せき 関 きよ み (1959年5月12日生)	2001年12月 株式会社ジェイシーエヌランド取締役 2002年 6 月 当社常勤監査役 2017年 6 月 当社取締役兼執行役員（総務・経理担当） 2018年 1 月 当社取締役兼執行役員（総務・経理・情報開 示・IR担当）（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事 阿爾美（蘇州）科技有限公司監事	35,000株
		【取締役候補者とした理由】 関清美氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、財務・会計に関する知見と経験を有しております。また、コーポレートガバナンスなどの高い見識を備え、事業会社の業務全般を熟知していることにより、管理部門を統括し様々な環境の変化に対応した経営の推進及び課題の解決に中核的な役割を担っており、引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。	
3	ふきの 吹 野 洋 平 (1961年2月9日生)	2005年 7 月 当社入社 2005年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年 7 月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事 2014年 7 月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事・総経 理（現任） 2015年 6 月 当社取締役（現任） 2023年10月 阿爾美（蘇州）科技有限公司董事・総経 理（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事・総経 理 阿爾美（蘇州）科技有限公司董事・総経 理	73,900株
		【取締役候補者とした理由】 吹野洋平氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司を立ち上げ、卓越した新製品開発力により他社と差異化した品質やサービスの提供を行うなどの豊富な業務経験を有しており、断熱材事業及び子会社の事業拡大において十分にその職責を果たしてまいりました。第46期においては、半導体用アルミナ粒子、SiO ₂ に加え、MLCC焼成用セラミックラック、プラズマZrO ₂ コートNiメッシュ等の生産と販売を開始し、常に先を見据えた製品開発を牽引するなど、技術者として卓越した見識を有していることから、引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	ほし じま と き た ろう 星 島 時 太 郎 (1948年5月6日生)	2006年 6 月 三菱化学産資株式会社常務取締役 2008年 6 月 三菱化学株式会社執行役員 2013年 4 月 同社顧問 2014年 4 月 当社新規事業開発顧問 2019年 1 月 当社炭素関連事業執行役員 2019年 6 月 当社取締役兼執行役員（ナノマテリアル事業・新規事業担当） 2023年 6 月 当社取締役（ナノマテリアル事業・新規事業担当） 2024年 6 月 当社取締役（事業企画室担当）（現任）	7,100株
	【取締役候補者とした理由】 星島時太郎氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、海外での豊富な業務経験に加え炭素繊維に関する深い専門能力を有しており、新規事業としてナノマテリアル事業の立ち上げに寄与し、さらに、事業企画室において、CMCのアプリケーション開発及びマーケティングを推進するなど、十分にその職責を果たしてまいりました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。		
5	ふか がわ とし ひろ 深 川 敏 弘 (1956年4月9日生)	2011年 4 月 三菱樹脂株式会社理事 2012年 4 月 株式会社三菱化学科学技術研究センター常務取締役 2013年11月 三菱化学株式会社理事 2015年 6 月 大陽日酸株式会社執行役員 2017年 7 月 同社技監 2019年 7 月 当社執行役員（ナノマテリアル技術・炭素関連事業担当） 2022年 6 月 当社取締役兼執行役員（ナノマテリアル技術・炭素関連事業担当） 2023年 6 月 当社取締役兼執行役員（ナノマテリアル事業担当）（現任）	3,200株
	【取締役候補者とした理由】 深川敏弘氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、炭素繊維に関する豊富な経験・知識と深い専門能力を有しており、ナノマテリアル技術の向上及び品質保証体制の構築において十分にその職責を果たしてまいりました。また、ナノマテリアル事業の事業戦略・技術開発戦略・知財戦略の全てにおいて自ら先頭に立って推進し、特に知財面ではこれまでに権利化された4件の特許権取得に大きく寄与しました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本総会終結後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏 名	企業経営	営業・ マーケティング・ 業界知識	製造・ 技術・ 品質保証	研究開発	財務・ 会計・ 金融・ M&A	人事・ 労務・ 法務	コーポレ- ートガバ ナンス	グロー バル
高 橋 靖	●	●					●	●
関 清 美	●				●	●	●	
吹 野 洋 平	●	●	●	●				●
星 島 時 太 郎	●	●	●					●
深 川 敏 弘	●	●	●	●				●
漆 山 伸 一	●				●			
藤 井 篤						●		
吉 江 建 一	●	●		●				●

(注) 上記は取締役及び監査等委員（候補者を含む）の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株数
みや ち り こ 宮 地 理 子 (1976年8月17日生)	2008年12月 弁護士登録 2008年12月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 2010年11月 八重山ひまわり基金法律事務所 所長弁護士 2015年4月 弁護士法人アルタイル法律事務所（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人アルタイル法律事務所	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 宮地理子氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、専門的知識・経験等を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。		

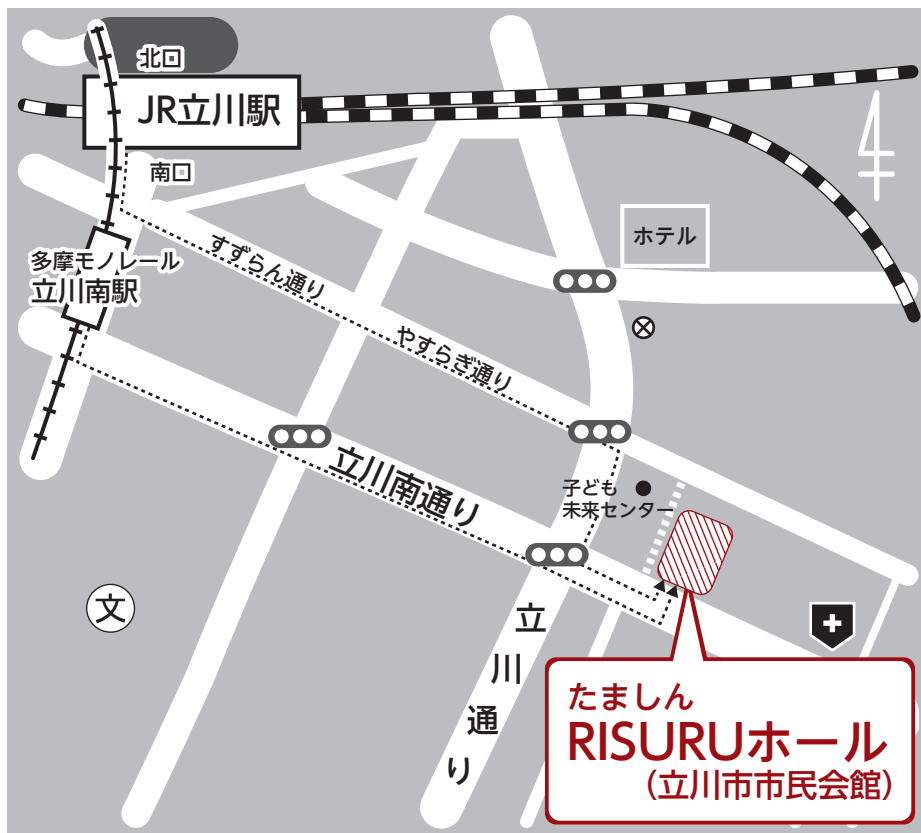
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮地理子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 宮地理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。宮地理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 宮地理子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都立川市錦町三丁目3番20号

たましんRISURUホール（立川市市民会館）小ホール



J R立川駅南口より、すずらん通りを直進。徒歩13分

多摩モノレール立川南駅より、立川南通りを直進。徒歩13分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。